

鶴岡市農業委員会第 28 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 5 年 3 月 1 5 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 鶴岡市役所本庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 荻原 優太 3 番 坂東 陽水 4 番 丸山 成章 5 番 阿部 元成 6 番 吉住 喜之 7 番 大池 典子 8 番 石塚 治己 9 番 土岐善久委員 10 番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1 番 須田進二 2 番 原田 政幸 3 番 齋藤 潤子 4 番 齋藤 健一 5 番 阿部 隆 6 番 田澤 幸弘 7 番 榎本 勝 8 番 長谷川 浩之 9 番 菊地 勝三 10 番 野村 仁 11 番 佐藤 泰仁 12 番 佐藤 克久 13 番 本間 誠 14 番 五十嵐 一浩 15 番 佐藤 宣夫 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 主事 齋藤 柗士 鶴岡分室調整主任 齋藤 智博 温海分室専門員 内山 晋也
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 時 3 0 分
	報告事項 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 3 号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について 報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について
事 務 局	(説 明) ≪報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第 3 号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について≫
	(説 明) ≪報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について≫
議 長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。

	(発言者なし)
議長	それではないようですので議事に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	ありがとうございました。現地調査について担当委員の報告をお願いします。初めに鶴43.44について。6番吉住喜之委員。
6番委員	6番吉住です。それぞれ本人所有の圃場と隣接しておりまして交換することによって圃場が集約され作業の効率化が図れる案件でございます。問題ないかと思われま す。以上です。
議長	はいありがとうございました。続きまして鶴45について事務局の方から報告をお願いします。
事務局	現場は見えていませんが、それ以外の耕作地のことについて報告させていただきます。この案件につきましては受け手認定農業者、(認)とは書いてありませんが、通常、集積計画が組める受け手ではありますが、当該地が市街化区域内、農振地域外になっているということで、利用集積の対象外になっていて3条の案件になっています。受け手につきましては先ほども言いましたように、担い手ということでその父の■■■■ ■■■■さん、地域の中でこれまでもがんばってきてこられた方で、3条の5項の各号の許可要件には該当しないということで解釈しています。
議長	はいありがとうございました。つづきまして温9から温13までお願いします。15番佐藤宣夫推進委員。
15番推進委員	温9から温13までこれにつきましては現地を確認しておりません。温10温11温12については木野俣の農地でありまして、今まで作っていた方が高齢なために作付けができないので、受人の■■■■くんが作付けをすると、それから温9についても■■■■ ■■■■さんから■■■■さんに経営が引越すと、それから温13ですが現地は確認していませんが今まで羽黒の方が借りていたらしいのですが、その方が継続できないということで■■■■ ■■■■でお借りしたという経過です。
議長	はいどうもありがとうございました。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議長	ないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	はいありがとうございました。全員賛成により議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)《議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	ありがとうございました。それでは担当委員の現地確認について報告願います。15番佐藤宣夫推進委員。
15番推進委員	2月17日9時から14番五十嵐推進委員、16番伊藤推進委員と3名で現地を確認してまいりました。現地は先ほどお話があった通り国道345号線に面した農地で、現況は2番です。下流の方にまだ作付けをする農地があったものですから、その地主の方と連絡を取って、作付けには影響がないように■■■■ ■■■■と話を して、水路を確保して、作付けには影響がないような状態にするといったような確認も取れています。問題ないかと思われま す。

議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
事 務 局	<p>全員賛成により議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして議案第3号農用地利用集積計画(案)の決定について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(説 明)《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》</p>
議 長	<p>はいありがとうございました。農用地利用集積計画(案)につきましては3月9日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。それでは審議に入ります質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第3号農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>はいありがとうございました。全員賛成により議案第3号農用地利用集積計画(案)については原案通り決しました。 続きまして議案第4号農地中間管理事業に関する配分計画(案)について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(説 明)《議案第4号農地中間管理事業に関する配分計画(案)について》</p>
議 長	<p>はいどうもありがとうございました。この農地中間管理事業に関する配分計画(案)については3月9日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>それではないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第4号農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>はいありがとうございました。全員賛成により議案第4号農地中間管理事業に関する配分計画(案)については原案通り決しました。 以上により本日の質疑は全て終了しました。これをもちまして第28回西部農地部会を閉会します。次回は4月11日(火)13時30分から藤島庁舎3階大会議室で行います。鶴岡地域の現地調査は4月5日(水)8番石塚治己委員、12番佐藤克久推進委員です。よろしくお願いたします。</p>
	<p>閉 会 午前9時55分</p>

議 長 _____ 佐藤 康弘 _____

議 事 録
署名委員 _____ 大池 典子 _____

議 事 録
署名委員 _____ 石塚 治己 _____